

軽微な変更・各種変更届出の報告運用ルール

1. 受理後速やかに届出の写しの送付が必要な各変更届

建築主・設置者・築造主の変更に関する届
工事監理者・工事施工者の決定に関する届
設計者・工事監理者・工事施工者の変更に関する届
取りやめ・取り下げに関する届

2. 送付が不要な各変更届

軽微な変更（誤記訂正・記載事項補正等含む）に関する届

◆留意事項◆

軽微な変更（誤記訂正・記載事項補正等含む）については、平成19年告示第835号に基づき、中間・完了検査報告の際に、各申請書3面の「確認以降の軽微な変更の概要」への明示をお願いいたします。明示しきれない場合等については、「別紙参照」として、別紙を送付いただいても構いません。

なお、概要書第3面に変更が生じる場合は中間・完了検査報告の際に、上記とあわせて変更したものを送付いただくようお願いいたします。

3. 運用開始日

令和8年4月1日

4. 運用を開始する特定行政庁

県内特定行政庁

問合せ先

神奈川県建築行政電子化推進作業部会
藤沢市 計画建築部 建築指導課 審査担当
電話 0466-50-3539
メールアドレス fj-kentiku@city.fujisawa.lg.jp